

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第
経済産業省、国土交通省、環境省 号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十七条第一項の規定に基づき、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 名

総務大臣 名

財務大臣 名

文部科学大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針 第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、
改正前	技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針 第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、

生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが

生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが

求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するため

求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するため

に必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農

林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告

示第●号。以下「技術等情報漏えい防止措置基

準」という。）に適合している旨の認証を、法

第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた

者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証

機関」という。）から取得しようとする場合に

は、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防

止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ

、確実に守るべき技術等情報を見極めることが

重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体

に必要な措置に関する基準（平成三十年内閣府

、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、

農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

告示第三号。以下「技術等情報漏えい防止措置

基準」という。）に適合している旨の認証を、

法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受け

た者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認

証機関」という。）から取得しようとする場合

には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい

防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつ

つ、確実に守るべき技術等情報を見極めること

が重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体

で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第2に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2・第3 「略」

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

1 「略」

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、

で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第2に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2・第3 「略」

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

1 「略」

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、

中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。

特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情

中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。

特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情

報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を 明確に示すこと等により、中小企業者にお いて過度なコストのかからない対策が何か を具体的に説明するよう努めること。 二・三 〔略〕 3 〔略〕	報漏えい防止措置基準のうちの必要最低限 の措置の部分（技術等情報漏えい防止措置 基準のⅠの第一から第三まで及び第四から 第六までの柱書き、Ⅱの柱書き並びに技術 等情報の態様に応じてⅢ、Ⅳ及びⅤの柱書 きの部分をいう。）を明確に示すこと等 により、中小企業者において過度なコストの かからない対策が何かを具体的に説明する よう努めること。 二・三 〔略〕 3 〔略〕
--	---

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。